



# 飼養衛生管理基準のポイント 第 30 号

令和 3 年 11 月 10 日

## ～ II-26 ねずみ及び害虫の駆除 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。  
今回は、「ねずみ及び害虫の駆除」です。

(基準本文)

26 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。



ねずみだけでなく、ハエの駆除まで基準に決められているんだねえ・・・



ハエやその他の害虫はウイルスが含まれた糞や汚れを体や口にくっつけて家きん舎にはいつてきてるかもしれんじやろ。体は小さいけど、野生動物と同じように気をつけないといけないんじや。



そうはいつでも、ハエや害虫をゼロにすることは難しいと思うんだけど・・・

そうじゃな。ゼロにはできなくても、害虫の数を減らして、リスクを下げる、というのがねらいなんじや。



害虫は少ない方が鶏も人も気持ちいいから対策はしてるけど、病気の対策にもなるなら一石二鳥と思ってもう少ししっかりやってみようかな。



それから、ねずみや害虫の侵入場所にならないよう、屋根や壁の破損は早めに修理するんじや。  
“まだ大丈夫”と油断してると、気がついたときには穴が空いてるかもしれんからな。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください  
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課  
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593  
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

